

政 法 第 1 9 5 2 号  
答 申 第 4 4 9 号  
平成 2 8 年 9 月 2 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 7 月 9 日付け観企第 2 1 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第 5 5 2 号

平成 2 6 年 6 月 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 6 年 4 月 2 2 日付け観企  
第 6 3 号で行った行政文書部分開示決定（受付 2 7 5 3 番に係るもの。）に係る異議申立  
てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年3月23日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県南房パラダイス企画提案型財産売払いの宿泊施設（物件2）に関して、5名の選考委員がつけた点数表5枚の『点数部分』のみの開示を求めます。採点した選考委員名と応募者名の開示は不要です。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、「南房パラダイス売払先選考委員会（以下「選考委員会」という。）採点表」として宿泊施設に係る各選考委員の採点表5枚（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定した。

4 実施機関による決定

平成26年4月22日付け観企第63号（以下「本件通知書」という。）による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成26年6月3日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求内容では、点数の開示のみを求め、選考委員名の開示は不要としたにもかかわらず、部分開示された文書は、選考委員名を開示し、点数を不開示とした。開示請求したものを開示せずに、開示不要としたものを開示した。
- (2) 異議申立人は、どの選考委員が誰に何点を付けた、との開示は求めている。選考委員名を不開示にし、点数だけの開示を求めたつもりである。
- (3) それにもかかわらず、選考委員名を勝手に開示した挙句、本件通知書の不開示理由を「特定の選考委員が誰に何点付けた、ということは開示できない」として、点

数部分を不開示にした。しかし、選考委員名を不開示にすれば、点数部分の開示は可能である。

- (4) 不開示理由には、筆跡うんぬんとあるが、各選考委員が記載した数字の筆跡から誰の記載かの筆跡鑑定を行うことは、通常人には不可能であり、数字から選考委員名を特定することはできない。仮にできるとしても、事務局記載の合計部分は、選考委員の記載ではないので、開示しなければならない。
- (5) 開示請求をしているのは、採点表の点数部分を確認し、千葉県観光企画課が公表した集計点数と合致するか、確認するためである。

### 3 意見書の要旨

#### (1) 本件請求及び本件対象文書の特定について

不開示情報は本件通知書では、「直筆の採点（2号、6号）」となっているが、理由説明書では「各選考委員の具体的な採点内容」に変えて、改ざんしている。

#### (2) 本件対象文書の内容について

要は単に、各委員の採点表にある「点数」だけである。

理由説明書に記載の内容や経緯は、実施機関がそう言っているだけで、裏付ける証拠がほとんどなく、虚偽もかなりあると思われる。よって、理由説明書の記載については、「不知もしくは争う」。

#### (3) 本件決定の理由及び本件異議申立ての理由について

理由説明書には、直接的には本件異議申立てと関係のないことが多く記載されているが、異議申立人の主張と反することは、全て争う。

なお、平成26年2月15日付けで、「全て開示される事を望むが、それがかなわないならば、応募者名や選考委員名等は黒塗り（部分不開示）で頂きたい。但し、得点の記載だけは開示して頂きたい。」と開示請求したが、得点（点数）を不開示にし、選考委員名を開示した。

開示を求める具体的な情報が分からない場合は、電話等で問い合わせるべきであるが、電話を含む問い合わせは一切なかった。

いずれにしても、点数以外の全てを黒塗りにすれば開示は可能である。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件対象文書の特定及び本件決定について

異議申立人の本件請求に対し、実施機関は本件対象文書を特定し、条例第8条第2号及び第6号に該当する情報として、各選考委員の具体的な採点内容（以下「不開示情報①」という。）、同条第3号に該当する情報として、選考で最優秀提案者とされた応募会社以外の応募会社（以下「落選応募会社」という。）名（以下「不開示情報②」という。）をそれぞれ不開示とし、本件決定を行った。

### 2 本件対象文書の内容

本件対象文書は、選考委員会に応募会社から提出のあった企画提案書の書面審査、プレゼンテーション及び応募会社への質疑等を経て、各応募会社について、審査項目

の審査の観点ごとに選考委員が点数を記載した採点表5枚である。

採点表は、選考委員1人に1枚で、構成は、事業計画、財務情報・収支計画、専門性・過去の実績・意欲等の10の審査項目について、選考委員が応募会社ごとに点数を付す一覧表となっている。

点数は、1つの審査の観点に10点、10の審査の観点で100点満点としている。

なお、採点表については、上記1のとおり、不開示情報①及び②が存する。

### 3 選考委員会開催の経緯（本件対象文書作成の経緯）

南房パラダイスは、動植物園及び宿泊施設の「いこいの村たてやま」からなり、県有施設として、南房総地域の重要な観光拠点であったが、施設の老朽化等により、大規模投資が必要な状況にあった。

また、南房パラダイスについては、千葉県行政改革計画・財政健全化計画（平成22年3月30日）において移譲・廃止方針が示される等の状況にもあったこと等から、施設への大規模投資を前提に、民間事業者による観光施設としての継続・発展を目的とした売払い（民間譲渡）を実施することとした。

具体的な売払方法は、今後も長期的・継続的な観光施設としての運営を目的として売却することから、価格競争ではなく、投資や運営内容について応募会社に競わせることとした（プロポーザル方式（価格固定））。

具体的な投資や運営内容の審査については、選考委員会を設置し、選考委員会において審査して、その結果を踏まえ、売却事業者を決定することとした。

選考委員会は、学識経験者や観光関連団体関係者等の5名の選考委員（常勤県職員の身分を有する者は不存在である。）で構成され、動植物園と宿泊施設ごとに審査を行った。

審査方法は、事業計画、財務情報・収支計画、専門性・過去の実績・意欲等の10の審査の観点から、書面審査、プレゼンテーション及び応募会社への質疑等を経て、項目ごとに選考委員が採点し、これらの点数を基に応募会社ごとの選考委員会としての得点を定め、当該得点により最優秀提案者を決定することとされた。

なお、選考委員会としての得点を決定するに当たり、審査前に選考委員全員の合意の下、応募会社との接触が濃厚である可能性があり、公正の観点、選考委員の地元での立場への配慮等から、応募会社の本社所在地と同一の市町村に在勤している選考委員の点数を除いて当該応募会社の平均点を算出することとされた。

また、最終的な選考結果を決定するに当たり、参考とするため、全委員の採点結果に基づく平均点も同時に算出することとされた。

以上のとおり行われた選考委員会による具体的な審査・採点は、平成25年12月5日及び同月10日の2日間で行われ、動植物園4社、宿泊施設7社の応募会社の審査を行い、最優秀提案者を決定したが、本件対象文書は、この具体的な審査・採点において作成されたものである。

### 4 部分開示の理由について

#### （1）本件決定に係る本件対象文書の特殊性及び関連文書の開示状況

異議申立人は選考委員会に関する行政文書開示請求を複数回行っているが、本件

対象文書は、平成26年2月15日付けで異議申立人から行政文書開示請求があり、同年3月17日付けで部分開示決定をした行政文書（以下「3月開示文書」という。）と同一である。

なお、同年1月16日付け請求に対し同年2月4日に選考委員名簿を開示し、当該内容については、同年3月10日に県ホームページで公表している。

3月開示文書は、選考委員に係る情報が開示・公表済みであることから、選考委員と採点表の関係や選考委員の直筆性に鑑み、部分開示したものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書の情報のうち不開示情報①について、本号該当の情報として不開示としたものである。

その理由は、本件対象文書は、既に関示済みの3月開示文書と同一であって、両者を比較対照すること等により、筆跡（純粋な筆跡（書き癖）、筆記用具による差異、各採点表の汚れ等の特徴等）、3月開示文書の並び順や既に関示・公表済みの選考委員名簿の並び順で、各選考委員の記載した採点表の特定が可能であり、これは不開示情報①のみを開示し、その余の情報を不開示としても、実質的に各選考委員個人による、各応募会社に対する審査項目ごとの採点に係る具体的情報を開示することに等しいこととなるからである。

以上のような性格を有する情報を開示する場合、選考委員に対し、応募会社や第三者からの圧力、働きかけ、批判、理由のない非難、意に反する面談の強要等（以下「応募会社からの圧力等」という。）が行われるおそれがあり、これは、選考委員の「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」で、条例第8条第2号に該当するものである。

なお、本号本文ただし書イないしニで不開示情報の例外が定められているが、本件において不開示とした情報は、いずれにも該当しない。

(3) 条例第8条第6号該当性について

不開示情報①については、上記(2)で述べた内容であるが、各選考委員の、各応募会社についての個別・具体的な採点結果を開示するものとした場合、類似の選考事務事業において、事前はもちろん事後において、選考委員等に対し、応募会社からの圧力等が発生する可能性がある。

このような場合、委員に精神的圧迫が生じ、同様の契約事務に係る選考委員の確保が難しくなる等の事態の発生等のおそれがある。

換言すると、中立の立場で公平な採点を行うという、各種選考における採点評価事務の適正な遂行、選考に携わる適任の人材確保に著しい支障を及ぼす等、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言え、条例第8条第6号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものである。

(4) 条例第8条第3号イ該当性について

上記1のとおり、本件対象文書は、不開示情報②を不開示としたものである。

県有施設の売払いに係る選考結果とはいえ、不開示情報②が公表されることによ

り、いわゆる「落選」という、一般的には不名誉な結果が公表されることを意味する（なお、審査基準については、応募会社の審査時点の事業運営についての評価を含んでいる。）。

また、別に公表されている応募会社ごとの順位等の情報（落選応募会社名は公表していない。）と不開示情報②の関連性から、具体的な落選応募会社の選考における順位等が公表されるに等しい結果となる。

これらを勘案すると、落選応募会社に事業運営上の不利益等が発生するおそれがあり、不開示情報②については、条例第8条第3号イに該当するものである。

なお、不開示情報②については、上記のとおり落選応募会社名であり、本号本文ただし書の、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報は存せず、逆に、不開示とすることにより、落選応募会社の社会的評価の低下等を防止し得るという点で、財産保護に繋がるものである。

## 5 異議申立ての理由について

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人の主張等がやや不明瞭であり、主張に係る条例上の根拠が明示されておらず、また、揣摩臆測等を縷々述べているが、大要、本件決定のうち一部を不開示とした部分(不開示情報①)を取り消し、当該部分を開示するとの決定を求め、以下のとおり主張しているものと思われる。

ア 採点表の点数部分のみの開示であれば、各選考委員と各採点表との関連が不明となるので、点数部分の開示は可能である。

イ 採点表の筆跡により選考委員が特定されるとしているが、各選考委員が記載した数字の筆跡から、各選考委員の筆跡鑑定を行うことは、通常人には不可能であり、数字から選考委員を特定することはできないので、点数部分を開示すべきである。

### (2) 異議申立人の主張に対する実施機関の考え方

異議申立人による上記(1)の主張に対する実施機関の考え方は以下のとおりである。

#### ア 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書は、上記4(2)のとおり、既に開示済みの3月開示文書と同一であって、両者を比較対照すること等により、筆跡(純粋な筆跡(書き癖)、筆記用具による差異、各採点表の汚れ等の特徴等)、更には複数枚にわたる3月開示文書の並び順や既に開示・公表済みの選考委員名簿の並び順で、各選考委員の記載した採点表の特定が可能である。

それゆえ、不開示情報①を開示することは、その余の情報を不開示としたとしても、実質的に各選考委員個人による、各応募会社に対する審査項目ごとの採点に係る具体的情報を開示することに等しいものであり、選考委員等に対する応募会社からの圧力等の発生のおそれがあり、条例第8条第2号に該当するものである。

#### イ 条例第8条第6号該当性について

上記アで述べたとおり、不開示情報①について、異議申立人の主張のとおり開

示すると、各選考委員の、各応募会社についての個別・具体的な採点結果を実質的に開示することになる。

このような場合、上記4（3）で述べたとおり、中立の立場で公平な採点を行うという、各種選考における採点評価事務の適正な遂行、選考に携わる適任の人材確保に著しい支障を及ぼす等、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言え、条例第8条第6号に該当する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成25年12月5日及び10日に開催された選考委員会において、選考委員が応募会社の提出書類の審査やプレゼンテーションなどから審査項目ごとに各応募会社について記載した採点表5枚である。その構成は、事業計画、財務情報・収支計画、専門性・過去の実績・意欲等の3つの審査項目に、それぞれ5つの審査の観点、2つの審査の観点及び3つの審査の観点の計10の審査の観点について採点した一覧表となっている。

実施機関は、本件対象文書に記録された情報のうち、合計点も含めた点数部分全てを条例第8条第2号及び第6号に、落選応募会社名を同条第3号イに、それぞれ該当する情報として不開示とし、本件決定を行った。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

### 2 本件決定の妥当性について

#### (1) 合計点も含めた点数部分全てについて

##### ア 条例第8条第2号該当性について

南房パラダイスの売払いに際しては、価格競争ではなく、投資やその運営について競わせるプロポーザル方式とされたことから、実施機関はその審査に当たっては、学識経験者や観光関連団体関係者等から5名の選考委員を選任し、審査を行った。選考委員名並びに動植物園及び宿泊施設別の選考結果は、応募会社の順位・得点（平均）などととも平成26年3月10日に県ホームページで公表している。

選考委員が付した点数は、その性質上、県の南房パラダイスの売払いに係る事務事業情報の面を有しているが、選考委員は、上記第4の3のとおり、県職員の身分を有しないため、専門的知見を有する個人として委嘱されたものであり、当該点数は、私人としての個人情報面を有している。選考委員は、中立の立場で公正な採点をすることを求められているが、選考委員が付した点数は、選任された委員個人が一人ひとり独立した立場で自己の経歴・実績に基づき、応募会社を採点したものであって、当該応募会社に対する委員個人の評価情報といえることができる。さらに、直筆の採点表においては、個別の委員を特定できる可能性が否めない。

そうすると、合計点も含めた点数を開示することにより、選考委員に対し、応

募会社や第三者からの批判、理由のない非難などが行われるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、個々の委員が付けた点数を公表する慣行はなく、公表する予定があるとの特段の事情があるとも認められない。

よって、点数部分については本号ただし書イには該当せず、更にロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

以上により、合計点も含めた点数部分全ては、条例第8条第2号に該当し、不開示が妥当である。

#### イ 条例第8条第6号該当性について

上記アで判断したとおり、合計点も含めた点数部分全ては条例第8条第2号に該当することから、実施機関が説明する本号該当性については判断するまでもなく、不開示が妥当である。

#### (2) 落選応募会社名の条例第8条第3号イ該当性について

実施機関が不開示とした応募会社名は、落選応募会社名、すなわち南房パラダイスの売払いについて審査した結果、最優秀とならなかった応募会社名である。

本件対象文書に記載された情報は、特定の事業に係るプロポーザルの選考結果であり、落選応募会社にとってはひとつのプロポーザルにおいて落選したという事実を表すのみであり、落選応募会社自体の評価とはいえないものの、落選応募社名が開示されると、当該落選応募会社の能力が劣るなどの誤解を与え、風評被害など不測の事態が発生することも否定できないことから、当該落選応募会社にとって事業運営上の不利益が発生するおそれがあるものと判断され、条例第8条第3号イに該当し、落選応募会社名は不開示が妥当である。

#### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが当審査会の判断に影響を与えるものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

#### 5 附言

選考委員名については開示しているが、実施機関によると、本件対象文書のうちの1枚について、代理の選考委員（5名の委員のうちの1名の委員が欠席したとき、代理で選考委員を務めた者）の氏名を誤ってマスキングしてしまった部分があるとのことであり、当審査会で確認したところ、その部分についてはマスキングがされていることが認められたので、しかるべく異議申立人に当該文書を差し替えるなどすべきである。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月9日	諮問書の受理
平成26年8月27日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年10月7日	異議申立人の意見書の受理
平成28年4月27日	審議
平成28年5月25日	審議
平成28年6月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)